

## 帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱

[平成10年4月1日制定]

### (目的)

第1条 この要綱は、帯広市発注工事に係る元請・下請の適正化を図ることを目的に定めるものとする。

### (一括下請負の禁止)

第2条 元請負人は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせ、又は不必要な重層下請はしないこと。

### (下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請施工をさせる場合には、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況及び下請との取引の状況等を総合的に勘案して、優良な業者を選定すること。

2 元請負人は、前項による選定の候補となる業者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。

3 元請負人は、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者を下請負人又は資材等の調達の手先として選定しないこと。

### (下請契約の締結)

第4条 下請契約の当事者は、契約の締結にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 契約の当事者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条の内容を備えた書面による契約を締結すること。

(2) 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工条件を明確にするとともに適正な工期及び工程を設定すること。

(3) 請負代金の設定については、施工責任範囲及び施工条件等を反映したものとし、消費税相当分を計上すること。

(4) 請負代金の決定にあたっては、下請負人に法定福利費が内訳明示された見積書を提出させるとともに、元請負人及び下請負人双方の協議において、これを尊重すること。

(5) 下請契約の締結後、正当な理由なく請負代金を減じるなど、自己の取り引き上の地位を不当に利用しないこと。

### (下請代金の支払等)

第5条 下請代金の支払等については、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振り出し日）までの期間をできる限り短くすること。

(2) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、手形併用の場合も現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。

(3) 手形期間は90日以内で、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引が困難な手形を交付しないこと。

(4) 元請負人は、前払金の支払を受けた時は、下請負人に対し、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払すること。

(5) 元請負人は、下請負人に対して建設工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合には、下請代金の支払期日前に当該資材の代金を支払わせないこと。

(6) 元請負人は、下請負人が倒産又は資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関わる建設労働者等の関係者に対して請負代金及び賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

#### (施工体制台帳等の提出)

第6条 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人は、下請契約を締結した場合には、すべての下請負人を把握するとともに、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載した下請契約書の写し等を添付した施工体制台帳(様式施工1号。以下「台帳」という。)を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、台帳の写し、作業員名簿(様式施工1号の2)及び下請負代金の額が明記されたすべての下請契約書の写しを発注者に提出すること。

2 元請負人が前項の台帳を作成したときは、その台帳を元に施工体系図(様式施工2号)を作成の上、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。また、工事完成時には、すべての下請負代金の額を明記した施工体系図(結果報告用)(様式施工3号)及び下請代金の支払状況一覧表(様式施工4号)を作成し、工事契約約款第31条に規定する工事完成届と併せて発注者に提出すること。

3 元請負人は、下請契約を締結した下請負人に対し、当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の7第2項の規定による再下請負通知書(様式施工5号)及び作業員名簿(様式施工1号の2)を元請負人に提出するよう指導すること。

#### (雇用管理等)

第7条 元請負人及び下請負人は、労働者の労働環境の確保のため、社会保険への加入及び保険料の適正な納付、下請契約締結時における法定福利費の適正な確保、適正な工程管理の実施等の措置を講じること。

2 元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)を遵守するとともに、下請契約により定められた事項の適正な履行及び社会保険等の労働者の福利厚生に関する事項の適正な管理に関して、その請け負った建設工事における全ての下請負人へ指導、助言その他の援助を行うこと。

3 前項の規定による指導等については、元請負人の指示及び統括の下に、下請負人が直接の契約関係にある再下請負人に行うことも可能とすること。

4 下請負人は、元請負人が行う指導に協力すること。

#### (任意保険等)

第8条 元請負人は、任意の労災補償制度及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入し、万一の事故に備えて、十分な対策を講ずるよう配慮すること。

#### (勤労者退職金共済機構への加入等)

第9条 勤労者退職金共済機構への加入並びに証紙の購入及び共済手帳への貼付について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 元請負人は、勤労者退職金共済機構に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

(2) 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人は、建設業退職金共済掛金収納書届を工事契約締結の日から1月以内に発注者に提出すること。なお、期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙購入予定を合わせて申し出ること。

(3) 元請負人が下請契約を締結する際は、下請負人(二次以下の下請負人を含む。以下同じ。)に対して建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する本制度の対象労働者数及びその延べ就労日数を的確に把握するとともに、これらの対象労働者について必要となる証紙をできるだけ一括して購入し、現物により下請負人に交付すること。ただし、現物交付が困難な場合は共済掛金相当額を下請代金中に算入すること。

(4) 元請負人は、自ら雇用した対象労働者への証紙貼付実績及び下請負人が雇用した対象労働

者への証紙貼付実績について、帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領第8条に規定する実績書を、工事契約約款第31条に規定する工事完成届と併せて発注者に提出すること。

**(資材業者の保護)**

第10条 元請負人は、第4条に規定する下請契約を締結した業者のほか、資材業者、建設機械又は仮設機械リース業者等に対しても、法における下請負人の保護の規定に準じて適正に処置すること。

**(工事事務防止等)**

第11条 建設工事の施工にあたっては、保安要員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配慮及び従業員の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払うこと。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に契約する場合について適用し、施行日前に契約した場合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱の規定は、令和元年6月1日以後に契約する場合について適用し、同日前に契約した場合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。